

信書便制度の普及及び民間事業者の参入促進

信書便制度の概要

「信書」の送達の事業は、郵便事業として国が独占して行ってきましたが、平成15年4月1日に「民間事業者による信書の送達に関する法律」(信書便法)が施行され、郵便事業とは別の信書便事業として、信書便法の許可を受けた民間事業者(信書便事業者)も「信書」の送達が行えるようになりました。

信書便事業には、一般信書便事業と特定信書便事業の二つの類型があります。一般信書便事業は、すべての信書の送達が可能となる全国全面参入型の事業で、特定信書便事業は、利用者の高度化・多様化するニーズに応えるため、創意工夫を凝らした付加価値の高いサービスを提供する特定サービス型の事業です。

平成24年3月末現在、一般信書便事業への参入はないものの、特定信書便事業への参入事業者は全国で369者、沖縄管内でも6者が参入しています。

信書とは

信書とは、はがきや手紙などのように、特定の受取人に対して、差出人の意思を表示し、事実を通知する文書をいいます。
請求書や契約書、招待状、証明書、一部のダイレクトメールなども、特定の受取人に対し内容を伝えるために送付する場合は信書に該当します。
他人の「信書」の送達の事業は、郵便事業株式会社と信書便事業者のみ行うことができ、宅配便やメール便で「信書」を送ることは原則として禁止されています。

信書に該当する文書の例

- 書状
手紙、はがき
- 請求書の類
納品書、領収書、申請書、契約書、レセプト(診療報酬明細書)など
- 会議招集通知の類
結婚式等の招待状、業務報告書など
- 許可書の類
免許証、認定書、表彰状
- 証明書の類
印鑑証明書、納税証明書、住民票の写し、健康保険証など
- ダイレクトメール
文書自体に受取人が記載されている文書

特定信書便事業の役務の概要

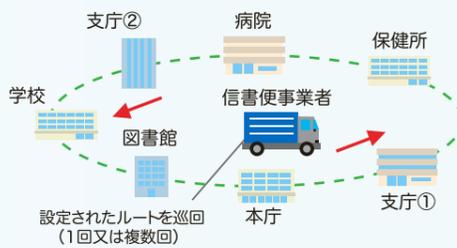
次のいずれかに該当するサービスのみを提供する「特定サービス型」の事業です。

①大型信書便サービス(1号役務)
長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務
・本庁と支庁間の文書等配達便
・貨物と信書の同時送達など

②急送サービス(2号役務)
信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達する役務
・バイク便等を利用した急送サービスなど

③高付加価値サービス(3号役務)
料金の額が1,000円を超える信書便物を送達する役務
・メッセージカードの配達サービス
・遠距離への急送サービスなど

サービス例：本庁・支庁等の間を巡回して集配



沖縄管内の特定信書便事業者の概要 (平成24年3月末現在)

事業者名	所在地	事業開始年月日	提供役務		
			1号	2号	3号
大栄空輸(株)	豊見城市豊崎3-27	H16.6.1	○		
沖縄日通エアカーゴサービス(株)	豊見城市与根491-2	H17.11.1	○		○
サイクルワークスメッセンジャーサービス	那覇市寄宮1-12-9 野原アパート3F	H18.8.1	○	○	○
赤帽沖縄県軽自動車運送協同組合	那覇市銘苅1-14-16	H20.1.1	○	○	○
(資)琉球通運航空	豊見城市豊崎3-26	H22.4.1	○		○
(株)タイムス発送	浦添市伊奈武瀬1-10-5	H22.10.1	○		

信書便事業の普及促進

沖縄総合通信事務所では、信書便制度のより一層の周知及び理解を図り、信書便事業への円滑な参入を促進するとともに、信書便の活用による利用者の利便向上を図るため、説明会を開催しています。

本年度も、自治体、レセプト取扱機関等の利用者及び運送事業者を対象とした信書便事業説明会を第三四半期に開催するとともに、信書便の利用が見込める民間企業、団体等への個別訪問等により、信書便制度の周知広報活動を積極的に行い、信書便事業への参入促進に努めて参ります。



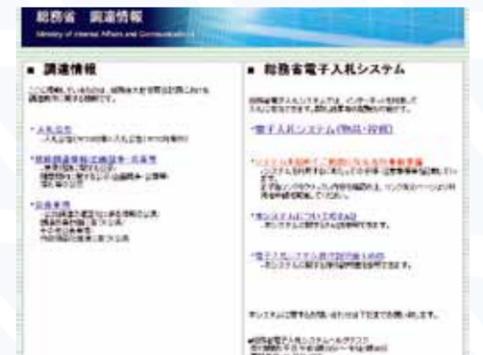
信書便事業説明会

行政分野へのICT活用等による行政サービスの向上を図るため、電子入札・開札システムの利用促進や、電波利用料の納付に関する利便性の向上を図るための周知啓発に努めます。

また、開かれた行政サービスを行うため、情報公開による透明性の確保と個人情報の適切な保護に努めます。

手続きのオンライン化によるサービス向上

電波利用料の電子納付、電子入札システムの利用といったオンライン化による諸手続きの効率化や、電波利用料の納付方法の多様化(金融機関、インターネットバンキング等、コンビニエンスストア)により、総務省では行政サービスの簡素化・効率化を進めています。



電波利用料の納付方法

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/payment/index.htm>

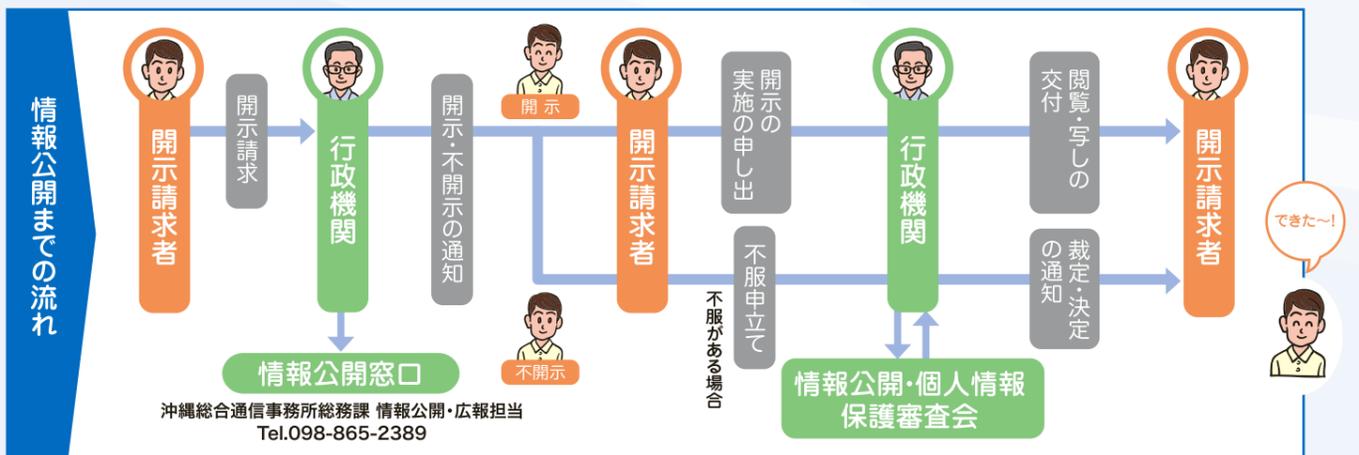
総務省電子入札システム

<https://n-e-procurement.soumu.go.jp/>

開かれた行政サービスの確保

信頼される開かれた行政サービスを行うためには、適切に情報を公開して透明性を確保すること、個人情報などの守るべき情報を適切に取り扱うことが必要です。このため、行政機関情報公開法や行政機関個人情報保護法には、情報の開示や個人情報の保護等が定められており、これらの法律に基づき、どなたでも行政機関の保有する行政文書やご自身の個人情報の開示を請求することができます。

沖縄総合通信事務所は、情報の開示を円滑に行うため情報公開窓口を設置するとともに、日頃から適切な文書管理に努めます。また、個人情報の適切な管理と取扱いを行い、漏えいなどによって国民の皆様の権利利益が侵害されることのないよう努めます。



できた〜!

